衛生管理対策・感染症対応マニュアル

株式会社フルフィリング

児童発達支援・放課後等デイサービス

Beyond　Kids

1.目的と方針

このマニュアルは、児童発達支援・放課後等デイサービス Beyond Kids の事業所内おける職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、児童・職員の生命・健康を守ることを目的とする。一般にウイルス・細菌・寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気をまとめて感染症といい、人から人(生体から生体)へと移っていく場合を伝染病と呼ぶ。集団生活の場所では伝染性の病気は流行する危険性が高くなります。衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となる。伝染症が出た場合は直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となる。日頃から清掃や衛生管理を徹底し、点検表などを作成活用し、全職員が責任をもって情報を共有し、必要に応じて保護者とも相談しながら、利用する児童に適切な指導を行えるようにしていくこととする。

2.平常時の衛生管理

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次の通り定める。衛生管理を行う場合には、漏れや抜けが発生することを想定し点検表などを作成し、適切に衛生管理の取り組みが行われているかを確認できるようにする。

（1）環境整備

季節に合わせ適切な室温（夏季 26℃～28℃、冬季 20℃～23℃）、湿度（約 60%）の保持と換気、温度湿度計を設置し、室温保持と定期的な換気し空気の入れ替えを行う。

1. 冷暖房機は毎月１回清掃を行う。
2. 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行う。
3. 遊具やおもちゃ共有部分などは毎日清拭し消毒を行う。おもちゃやぬいぐるみはスプレー等で消毒し乾燥させる
4. 食事、おやつの調理の際に使用するテーブルや調理台は調理を行う前後に水拭き後、台拭き専用布巾で除菌する。おやつ時に使用するお盆やお皿、コップは毎日洗浄し毎週消毒を行う。
5. 手洗いの励行　感染症予防を考慮し、児童には必ず自分専用の手拭きタオル（ハンカチ）を持参してもらう。 職員用手拭きにはペーパータオルを使用するか、職員も各自ハンカチを持参するようにする。手洗いの際は泡せっけんで手を洗い、洗った後は必ず除菌アルコールで、消毒を必ず行う。外から室内に入ったとき、おやつ、食事の前には必ず同様にする。

（3）トイレについて

1. 毎日の清掃と消毒を行う。
2. トイレ使用後の手洗い時には、自分専用の手拭きタオル（ハンカチ）を使用する。
3. 汚物箱の中に汚物が入っている場合は、袋ごと破棄し消毒を実施する。

（4）排泄物の処理

以下の 2 点を徹底する。※詳しい処理方法は『汚物処理マニュアルカード』を参照。

1. 利用児童の排泄物・吐しゃ物を処理する際には、手袋やマスク、使い捨てガウンをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し消毒を行う。
2. 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行う。

（5）血液・体液の処理

利用児童の血液など体液の取り扱いについては、以下の事項を徹底する。

1. 血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用してまず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意する。
2. 化膿した患部に使ったガーゼなどは、他のごみと別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理をする。
3. 手袋、帽子、ガウン、覆布などは、使い捨て製品を使用し、使用後は、ビニール袋に密封し、可能であれば焼却処理を行う。

（6）上記の清掃、消毒、処理に対応するため使用物品の備蓄をしておく。

※備蓄リスト参照

3.職員の衛生管理

1. 清潔な服装と頭髪を心掛ける。
2. 爪は短く切り清潔に保つ。
3. 日々の健康管理をしっかりする。
4. 体調に異変（発熱、咳、下痢、嘔吐など）がある場合は速やかに医療機関に受診をする。出勤前に異変に気付き受診の判断した場合は速やかに管理者に電話連絡をする。業務中に体調が悪化した場合はマスクを着用し管理者に報告をする。
5. インフルエンザなどの感染症の可能性がある場合は管理者に速やかに電話連絡し医療機関に受診し、指示を仰ぎます。職員の体調が悪化した場合、職員間の役割を変更する。
6. 職員も児童と同様に除菌、体調管理の面から、手洗いうがいを徹底します。
7. 感染源となり得るもの（尿、糞便、吐しゃ物、血液など）の安全な処理方法の徹底。
8. 咳などの呼吸器症状の場合は必ずマスクを着用する。
9. 職員は年 1 回健康診断を受診する。
10. インフルエンザワクチン等の予防接種をうける。

4.消毒液の作り方について（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）

◎便や吐物、血液や体液が付着したものの清浄

【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	10 倍にする	300ml	3 リットル
6%の場合	60 倍にする	50ml	3 リットル
12%の場合	20 倍にする	25ml	3 リットル

◎トイレの便座やドアノブ、手すり、床等の清浄

【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	50 倍にする	60ml	3 リットル
6%の場合	300 倍にする	10ml	3 リットル
12%の場合	600 倍にする	5ml	3 リットル

【次亜塩素酸ナトリウム濃度】

濃度	商品名
1%の場合	ミルトン、ミルクポン、ピュリファン
5～6%の場合	ジアノック、ハイター、ブリーチ
6%の場合	ピューラックス、次亜塩 6%「ヨシダ」、アサヒラック、テキサント
10%の場合	ピューラックス-10、ハイポライト 10、アサヒラック、アルボースキレーネ
12%の場合	ジアエース、アサヒラック、バイヤラックス

例）市販の漂白剤（塩素濃度約 5%）の場合：漂白剤のキャップ 1 杯 約 20～25ml
ペットボトルのキャップ 1 杯が約 5ml

5.感染症対応について

利用児童、職員が集団で活動する児童発達支援・放課後等デイサービスでは、感染症が広がりやすい状況にある。そのことを職員一人ひとりが認識し、感染の被害を最小限にするよう努めることが求められる。このような前提に立ち、児童発達支援・放課後等デイサービスでは、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

（1）感染症を予防する体制

感染症防止対策委員会の設置

目的：施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症防止対策委員会」を設置する。

感染症防止対策委員会の構成 感染症防止対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

委員長：管理者 副委員長：児童発達支援管理責任者

構成委員：児童指導員、保育士等 その他委員長が必要と認める者

※感染症防止対策委員長は、事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症防止対策委員会に提案する。

感染症防委員会の業務

感染症防止委員会は、委員長の召集により感染症防止委員会を定例開催（6 カ月に 1 回）のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

①衛生管理・感染症対策の立案、指針・マニュアル等の作成

②感染対策に関する、職員研修の企画及び実施

③利用児童の感染症の既往の把握

④利用児童･職員の健康状態の把握

⑤感染症発生時の対応と報告、感染症対策実施状況の把握と評価

職員研修及び訓練の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を感染症防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用者に対する研修新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

②定期的研修：感染対策に関する定期的な研修を年 2 回実施する。

③定期的訓練：感染症が発生した場合を想定した訓練を年 2 回実施する。

④記録：研修及び訓練の実施について記録する。

構成委員の具体的な役割

委員長、副委員長の主な役割：

・利用児童の特性、施設の特性、施設で注意すべき感染症の特徴の把握

・感染症対策に対する正しい知識（予防法、対応方法等）の習得

・施設内活動の企画、実施指揮・記録

・関係機関との連携（情報収集、発生時の行政への連絡調整）

・職員の労務管理（健康管理、職員が感染した際の人的環境の整備等）

そのほかの委員の主な役割：

・利用児童の特性、施設の特性、施設で注意すべき感染症の特徴の把握

・感染症対策に対する正しい知識（予防法、対応方法等）の習得と日常業務における実践

・自身の健康管理

（2）注意すべき感染症

①飛沫感染するもので児童の罹患が多く、流行を広げる可能性が高い感染症

・インフルエンザ ・百日咳、麻疹(はしか) ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

・風疹 ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱) ・新型コロナウイルス感染症※

②学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能がある感染症

・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎

・感染性胃腸炎(ノロ、ロタ) ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症

③基本的には集団感染を起こす可能性は少ないが、血液、体液を介して感染する感染症

・ウイルス性肝炎(B 型、C 型) ・HIV 感染症

※新型コロナウイルス感染症については

空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むことで感染（エアロゾル感染）やウイルスを含む飛沫を直接触ったか、ウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触ることで感染（接触感染）することにも注意する。

※多くの感染症は、典型的な症状を呈して医師から感染症と診断された場合のみならず、たとえ感染していても全く症状の出ない不顕性感染例や、症状が軽微であるために医療機関受診までには至らない軽症例も少なからず存在している可能性が高いことを理解したうえで、感染症対策に取り組んでいくことが重要となる。

（3）感染症対策の基本

感染成立の 3 要素

①感染源②感染経路③感染を受けやすい人が揃った時、感染が成立する。

④感染源の排除

感染源の排除のためには、感染源となるもの（・嘔吐物、排泄物 ・血液、体液、分泌物(つば、痰、鼻汁等) ・使用した器具、器材 ・上記に触れた手指で取り扱った食品など）には直接素手で触れず、必ず手袋を着用して取り扱う。また、手袋を外した際は手洗い手指消毒が必要である。 感染症には潜伏期間や治癒の後まで病原菌が排出されるものがある。感染の症状が出ている間だけでなく、それぞれの感染症の特徴を把握し、適切な期間、対応することが必要である。

⑤感染経路の遮断

感染経路の遮断には以下の実践が求められる

・ 感染源(病原体)を持ち込まないこと。

・ 感染源(病原体)を拡げないこと。

・ 感染源(病原体)を持ち出さないこと。

上記のためには、手洗い・うがいの励行、施設内の衛生管理が重要となる。また、血液・体液・分泌物・嘔吐物・排泄物等の感染源となる可能性のあるものを扱うときは、手袋を着用するとともに、これらが飛散する場合に備えて、マスク・エプロン・ヘアカバー・フットカバー等の着用も必要である。 主な感染経路には、接触感染※1、飛沫感染※2、空気感染※3、血液媒介感染※4 がある。感染症にはそれぞれに特有な感染経路があるため、経路に応じた適切な対策をとる必要がある。

※1 接触感染の特徴

手指、器具、食品を介して感染する

・感染性胃腸炎(ノロ、ロタ) ・腸管出血性大腸菌感染症 ・薬剤耐性菌 ・疥癬など

※2 飛沫感染の特徴

会話、くしゃみ、咳などで放出された飛沫を吸い込むことで感染する

飛沫は通常１メートル以内の床に落下し、空中を浮遊することはない

インフルエンザ ・マイコプラズマ肺炎 ・肺炎球菌感染症 ・レジオネラ症など

※3 空気感染の特徴

会話、くしゃみ、咳などで放出された飛沫核を吸い込むことで感染する

飛沫核は空気の流れにより飛散する

・麻疹 ・水痘 ・結核など

※4 血液媒介感染の特徴

病原体に汚染された血液や体液、分泌物が、針刺事故や傷口への接触により感染する

・B 型肝炎 ・C 型肝炎 ・HIV など

施設に病原体を持ち込まない、施設から病原体を持ち出さないために、関係する全ての人が出入り時の手指衛生を徹底すること。中でも職員は、利用者と日常的に長時間接するため特に注意が必要である。日常から健康管理を心掛けるとともに、感染症に罹患した際には十分な休養が取れる職場環境づくりも必要である。

⑥感染を受けやすい人の抵抗力の向上

感染を受けやすい人は予め免疫を与えることにより、未然に感染症を防ぐことが重要である。免疫を与えるためにはワクチンを接種する方法がある。ワクチンを接種することにより感染する可能性を減らしたり重症化したりすることを防ぐことができる。 対象年齢になっているにもかかわらず、まだ受けていない定期予防接種がある場合は、接種を受けることができない基礎疾患がある場合を除いて、保護者に接種するよう勧奨する。 施設においては、職員についてもこれまでのワクチン接種状況を把握し、罹患歴・接種歴がともにない感染症がある場合は、必要に応じてワクチンを接種することを検討する。

6.感染発生時の対応

施設において感染症が疑われる事例が発生した場合は、感染の拡大を防止するため以下のような対応をとる。

（1）発生状況の把握

利用児童、職員の個別の状況把握。

症状及び経過の確認。

医療機関を受診した際は診断名、検査結果、治療内容の確認をする。

施設全体の状況把握。

日時、感染拡大学区等の発生状況の把握。

平常時の有症者数との比較。

（2）感染拡大の防止

感染症対策委員会が感染状況を周知し対応の徹底を図る。

感染拡大防止策の実施。

手洗い、感染源の適切な処理等を徹底する。

協力医療機関や保健所、市役所等に相談し、感染防止策について助言を得る。

発生状況に応じた施設内の消毒を実施する。

必要に応じて来所者の制限をする。

（3）利用児童・家族への情報提供

施設利用児童及び家族の不安を和らげるため、また利用児童家族への感染拡大を防ぐため、適切な情報提供を行う必要がある。

（4）行政への報告

管理者は、状況に応じて市役所及び保健所等へ報告を行う。

7.関係機関等の連絡先

協力医療機関 医療機関名：きたこしキッズクリニック

所在地：越谷市北越谷 2-4-23　1 階

電話番号：048-973-0415

越谷市保健所

所在地：越谷市東越谷 10-31

電話番号：048-973-7530

8.利用者等に対する当該マニュアルの閲覧

利用児童等は、いつでも本マニュアルを閲覧することができます。

また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（附則）　このマニュアルは令和 7 年 6 月 1 日より施行する